医学部における修学上の配慮について

兵庫医科大学医学部（以下、「医学部」という。）では、「兵庫医科大学 学生支援方針」及び「兵庫医科大学 障がい学生支援方針」に基づき、次のとおり修学上の配慮を行う。

◇ やむを得ない事由により通学が困難な学生について

通学が困難な学生について、教務委員会がやむを得ない事由[注)]によるものと認めた場合は、次のとおり修学上の配慮を行う。

- 講義動画を提供し、視聴を認める。
- 配慮が相当と認められた期間中（以下、「期間中」という。）の実習については、追実習（補習）を行う。
- 試験は免除しないが、期間中に定期試験が重なった場合は試験の欠席を認め、原則として再試験を追試験として実施する。ただし、追試験後に再試験は実施しない。
- 教務委員会が認めた場合は、講義動画のインターネット配信を行い、自宅・病院等における視聴をもって出席とみなす。
- 再試験の欠席は認めない。
- 通常の体調不良については適用しない。講義は3分の2以上出席、実習等は皆勤が必須とする。
- 配慮の対象とする学年及び期間については、教務委員会において審議する。
- その他必要な支援については、個別の事情を勘案して、教務委員会及び学生部委員会にておいて検討の上、実施する。

注：学校保健安全法施行規則に定める学校において予防すべき感染症による出席停止、自然災害等に起因する通学困難、女子学生の妊娠・出産等。

◇ 障がいのある学生について

障がいのある学生の特性及び障がいの程度・内容に応じて、修学上必要かつ合理的な配慮を行う。

<u>医学部において障がい学生への支援方法を検討する際の視点</u>

- 障がいのある学生の学ぶ権利を不当に制限していないか。
- 患者さんや実習先医療機関等、重要なステークホルダーの権利利益を侵害しないか。
- 本学及び医学部の目的・使命・教育目標・ポリシー・各科目の教育内容・評価等に照らし、教育・研究の本質的変更にあたらないか。
- 本学の体制面・財政面において過重な負担とならないか。

医学部において実施する支援の例

・学内施設・設備のバリアフリー整備を行う。
・講義形式の授業において、座席配置に関する配慮を行う。
・講義形式の授業において、キーボードや文鎮等の使用を認める。
・講義動画を提供し、視聴を認める。
・試験において、解答方法の変更を認める。
（障がいの内容と程度を考慮し、科目責任者と教務部長が協議して決定する。）
・聴力障がいの場合、骨伝導補聴器の整備・貸出を行う。
・視力障がいの場合、大型ディスプレイの整備・貸出を行う。

医学部において実施が難しい支援の例

・専任の補助者、介助者、ノートテイカー等の配置
・臨床実習等、支援者が患者さんの個人情報に接する可能性がある場合

◇ その他

疾病や障がい等の状況把握に際して、本学が承認した医療機関での受診を勧める場合がある。